



社会福祉法人 佐伯民生福祉会

長 島 保 育 園

TEL 0972-24-0522

FAX 0972-24-1103



目 次

長島保育園概要	・・・	2
入園にあたって 保育理念・保育方針・保育の目標	・・・	3
保育標準時間・保育短時間	・・・	3～4
利用者負担金	・・・	4～6
その他	・・・	6
相談委員、苦情解決責任者及び苦情受付担当者名簿並びに相談日	・・・	7
福祉サービス苦情解決の仕組みと流れ	・・・	8
年間行事予定	・・・	9
一日の生活の流れ	・・・	10
毎日持ってくるの	・・・	11～12
登園・降園・衣類・しつけ・その他	・・・	13
健康【与薬】【食物アレルギー】	・・・	14
お願い【休みの連絡】【お迎えをお願いする場合】【給食の食材】	・・・	15
保育園の感染症について		
医師が記入した意見書が必要な感染症	・・・	16
医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症	・・・	17
意見書(医師記入)、登園届(保護者記入)の様式	・・・	18～19
長島保育園平面図	・・・	20
非常時の対応について	・・・	21～22
災害時引き渡しカード・災害時伝言ダイアルについて	・・・	23





長島保育園の概要

所在地

☎876-0813

佐伯市長島町2丁目27番1号

TEL 24-0522 FAX 24-1103

E-mail nagashima@saikiminsei.jp

HPアドレス <https://saikiminsei.jp/nagashima/>

(写真など掲載しては困るという方は、お申し出ください。)

設置経営者 社会福祉法人 佐伯民生福祉会

設置年月 平成20年4月1日

開園 平成20年4月1日

施設の規模
敷地面積 1,046.46㎡
延床面積 370.65㎡

定員 50名

受入年齢 6ヵ月～小学校就学前まで



クラス編成

年 令	クラス名
0・1歳児	もも・いちご組
2歳児	ぶどう組
3・4歳児	れもん・りんご組
5歳児	めろん組

職員

園長	1名	主任保育士	1名	保育士	11名
看護師	1名	子育て支援員	1名	調理員	3名
合計	18名				

※保育士は、国の基準以上の人数を確保しています。

※嘱託医は、内科(田淵内科)・歯科(つるおか歯科)です。





入園にあたって

子どもの集団生活の第一歩は、まず保育士との出会いからはじまります。

そして、保育士への信頼感にもとづいて、まず安定した気分を持たせながら集団生活の楽しさを体験していきます。友達を求める子どもの欲求と、集団の中で子どもを育てたいという親の願いを軸にして、児童の集団生活は展開されます。そして、一人ひとりの能力を最大限に発揮させ、自立と正しい仲間関係を育て上げることがねらいです。そのためには、家庭生活でお家の方達の協力がなければ良い子育てはできません。担任の保育士との連絡を密にし、家庭と保育園が協力して子育てをしましょう。

保育理念

子ども一人ひとりを大切にし、保護者からも信頼され、地域に愛される保育園をめざす

保育方針

・豊かな人間性をもった子どもを育てる

保育の目標

- ・たくましい子どもに育つように
- ・優しい子どもに育つように
- ・明るい子どもに育つよう

■保育時間等

【保育標準時間】 認定児

通常保育 7時00分～18時00分

延長保育 18時00分～18時30分

※勤務時間の都合等で18時00分～18時30分まで保育の必要な方は、申し出てください。

※18時00分～18時30分の延長保育を利用される方は、料金200円が必要です。



【保育短時間】認定児

通常保育 9 時 00 分～17 時 00 分

サービス保育 8 時 30 分～ 9 時 00 分

延長保育 7 時 00 分～ 8 時 30 分・17 時 00 分～18 時 30 分

※勤務時間の都合等で延長保育の必要な方は、申し出てください。

※延長保育を利用される方は、30 分毎に 200 円の料金が必要です。

例 1 日 1 時間（例 17 時 00 分～17 時 50 分）利用された場合は、400 円必要

7:00	8:30	9:00		17:00	18:30
月～土	延長保育	サービス	← 通常保育時間 →		延長保育

通常保育時間

■休園日 日曜日、国民の祝日及び国民の休日、年末年始（12 月 30 日～1 月 4 日）

■利用者負担金

(1)特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（実費分）

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
帽子代	クラスの色わけ帽子（新入園児）	600 円
	紛失、破損などにより再購入したとき	実費(4/1 現在 1,150 円)
写真代	個人で希望した写真 写真はコドモンを通して販売するので、コドモンで申し込んでください。	写真代実費
給食費	* 3 歳以上児給食費 ※ 3 歳以上児クラスの園児のうち、お住いの市町村で給食費が免除されている方以外が対象です。 請求書は月末締めで作成し、次月初めにお渡しします。 毎月 10 日の朝、登園の際に現金でお支払いください。（10 日が土・日・祝の場合は、次の開園日） * 減額の対象 ○月途中で退園する場合は、給食日×200 円で日割り計算します。 ○前月 20 日までに休みを申し出た場合（給食停止申出書を届け出ます。）で、連続した 5 日（開園日）以上の休みの場合、日割り計算し	月額 5,000 円 / 一人

	ます。 ○療育施設に月8日以上通い、当園で給食及びおやつを食べない時は、日割り計算します。 *減額の対象外 ○土曜日を恒常的に休む場合、減額しません。 ○弁当日、病休、臨時休園等は、減額しません。	
交通費	公共交通機関等（バス、電車、タクシー等）利用した際に、保育園が必要と判断した実費を支払っていただきます。	交通費実費
学級費 ※1	* 5歳児（めろん組） 教材費や園外遠足等に使います。 ※名札、おたよりケース、シール帳の2冊目からは実費を支払っていただきます。	月額 1,000 円
災害共済掛金※2 （スポーツ保険）	保育園の管理下において発生した事故等に補償される保険です。 入園時・毎年度初めに支払っていただきます。	240 円/年
ノート	入園時に新しいものを無料配布します。 2冊目からは実費を支払っていただきます。 但し、0歳児から1歳児、1歳児から2歳児のノートにかわるときは無料配布します。	実費（2冊目から）

- ※1 行事に参加できなかった場合や年度途中で退園した場合も納めていただいた学級費は返却できません。
- ※2 園の管理下で生じた負傷及び疾病で、療養に要する費用の額が 5,000 円（初診から治癒までの総医療費が 500 点）以上のものが対象です。
- 自己負担が 2 割の場合、請求額が 1,000 円以上の場合が対象です。対象となる場合は、災害給付制度が優先されますので「さいきっ子医療費助成制度」は利用しないでください。点数が 500 点以下など、対象とならない場合は「さいきっ子医療費助成制度」が利用できます。

(2)時間外保育に係る利用者負担金

①保育標準時間認定に係る時間外保育料※請求書は月締めで作成し、次月初めにお渡しします。

毎月10日の朝の登園時に、現金でお支払いください。(10日が土・日・祝の場合は、次の開園日。)

日単位の場合 18時から18時30分まで 200円

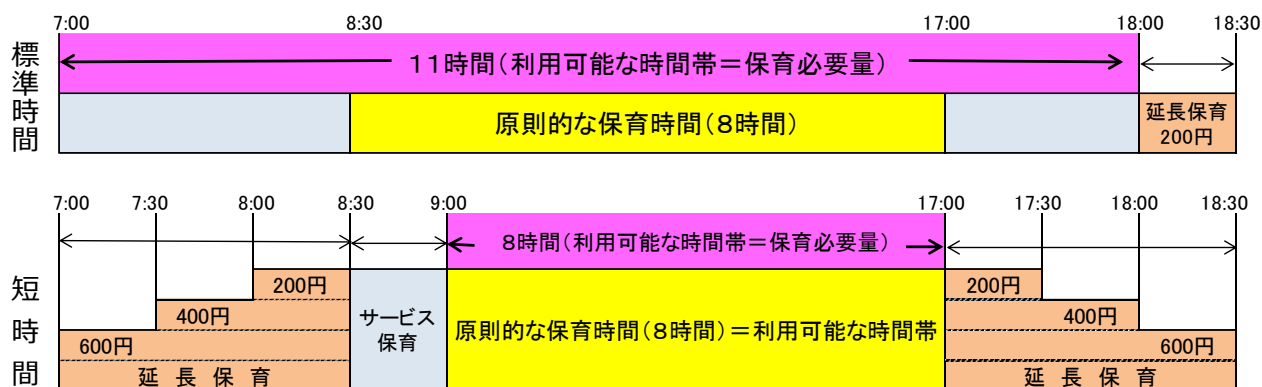
②保育短時間認定に係る時間外保育料

ア. 7時から8時30分まで利用した場合 ①30分以内は200円

②30分を超えた場合 400円、③1時間を超えた場合 600円

イ. 17時から18時30分まで利用した場合 ①30分以内は200円

②30分を超えた場合 400円、③1時間を超えた場合 600円



※サービス保育については、利用料金は無料とする。

■そ の 他

★ 子育て相談

・子育てについての悩み、相談はいつでもお受けします。

★ 福祉サービス相談

・毎月第3水曜日に『福祉サービス相談』を行っています。
・毎月の園だよりで日時、場所をお知らせしています。ご利用ください。

★ 緊急保育

・入園児以外の子どもさんの緊急保育(一時預かり事業)を行っています。
困っている方が近所に居ましたら声を掛けてあげてください。

★ コドモンやホームページに、写真などを掲載することがあります。

★ 個人情報保護の観点から、園の行事等で撮影した写真や動画を SNS 等に掲載する際は、ご自身のお子さん以外の顔がわからないようにしてください。

★ 入園後、次のような事由が発生したときは、園と市役所に連絡してください。

- ・就職または転職、離職したとき ・入所理由に変更があったとき
- ・住所、電話番号など連絡先に変更があったとき
- ・家庭状況に変動があったとき(出生・結婚・離婚等)
- ・生活保護の開始・廃止があったとき
- ・その他申込書の記載事項に変更があったとき

【連絡先：佐伯市役所こども福祉課こども福祉係 TEL0972-22-3972(直通)】

★ 苦情等に関する相談窓口

- ・ 苦情・意見・相談等の受け付け窓口を設置しています。申立方法は、面接・電話等なんでも結構です。園長・主任保育士または相談委員（下記参照）にご連絡ください。園の意見箱に直接投函されても結構です。

但し、以下の申し立ては除外となります。

- ・ 当該苦情等に関する事実のあった日から1年以上経過しているもの。
- ・ 国の制度に関するもの。
- ・ 保育料に関するもの。
- ・ 職員の人事に関するもの。
- ・ 保護者が行う行事等に関するもの。
- ・ 匿名のもの。



相談委員、苦情解決責任者及び苦情受付担当者名簿

園 名	相談委員	電 話	苦情解決責任者	苦情受付担当者	電 話
長島保育園	染 矢 博 史	23-6003	垣 野 内 茂	宮 崎 美 穂	24-0522
みなみこども園	大 司 毅	23-4088	三 輪 芳 嗣	田 原 尚 美	23-0567
みなとこども園	高 野 慎 吾	090-4777-4429	村 上 秀 雄	石 田 範 子	22-5399
さいきこども園	染 矢 幸 子	23-0671	後 藤 裕 司	河 合 良 子 井 本 佳 菜	22-0644

福祉サービスお客様相談日

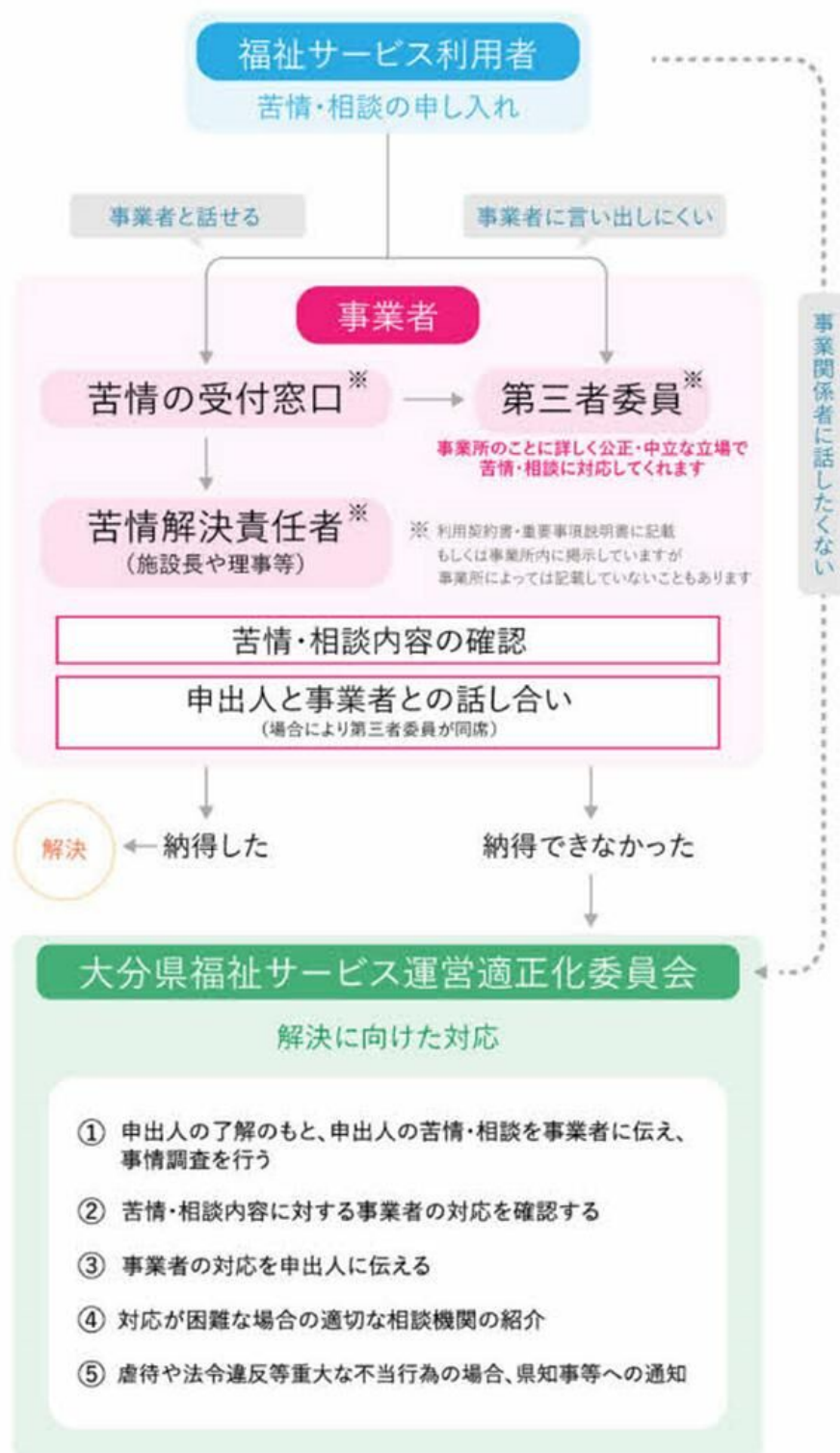
※毎月第3水曜日（16：00～17：00）

会 場	相談委員	開催月	開催月	開催月
長島保育園	染 矢 博 史	2026.6	2026.10	2027.2
みなみこども園	大 司 毅	2026.7	2026.11	2027.3
みなとこども園	高 野 慎 吾	2026.4	2026.8	2026.12
さいきこども園	染 矢 幸 子	2026.5	2026.9	2027.1

気軽にご相談ください。



福祉サービス苦情解決の仕組みと流れ





★印は、保護者参加の行事です。

- 9 -



時 間	子 ど も の 活 動
7 : 0 0 ↓	・ 朝早いお仕事の方のために早番の保育士がいます。(いちご組の部屋で受け入れます。)
8 : 3 0	・ 順次登園 (各自 自分のクラスに行きます。)
9 : 0 0 ↓	・ おやつ (もも・いちご・ぶどう組) ・ 各クラスで色々な活動を行います。
1 1 : 0 0	・ 昼 食 各お部屋で昼食 (もも・いちご組 11:00～ ぶどう組 11:10～ れもん組・りんご組 11:15～ めろん組 11:30～)
1 2 : 3 0 ↓	・ 昼 寝・・・汚れた服は、着替えて寝ます。
1 4 : 4 5	・ 目覚め
1 5 : 0 0	・ おやつ ・ 全員おやつを食べます。
1 6 : 0 0 ↓	・ 遊びながらお迎えを待ちます。
1 7 : 0 0	・ 順次降園 ・ いちご組の部屋に集まり、お迎えを待ちます。
↓ 1 7 : 3 0 ↓	
1 8 : 3 0	

毎日持ってくるもの ここから

★印は、保育士の指示により用意してください。

全年齢共通のもの	クラス	クラス別に準備するもの
●入園当初必要なもの(記名してください。) ・ビニール袋(L～大) 1袋 ・箱ティッシュ 1箱  ※下記のを毎日かばんに入れてお持ちください。(写真①) ・連絡帳 ・手ふきタオル(写真②) ・汚れ物入れ袋(お店等の袋で可) ・体ふき用タオル*フェイスタオルサイズ2枚) ※体ふきと書き、名前も記入 体ふき 花子 ・着替え ・下着(パンツ・シャツ) _____枚程度 ・上着 _____枚程度 ・ズボン _____枚程度	もも組 (0歳児)	・パンツ式のオムツ 5枚～7枚 ・食事用エプロン () ★ほ乳瓶またはマグマグ ()
	いちご組 (1歳児)	・パンツ式オムツ 5枚～7枚 ★食事用エプロン ()
	ぶどう組 (2歳児)	・パンツ式オムツ 3枚～5枚 ★パンツ 2枚～3枚
	れもん組 (3歳児)	★コップ、歯ブラシ(キンチャク袋入り)
	りんご組 めろん組 (4・5歳児)	・コップ、歯ブラシ(キンチャク袋入り) ・上ぐつ(上ぐつ入れ)

写真①



お昼寝ができるようになったら

- ・ 寝具……上・下布団（ベビー布団が良いです）
毛布、タオルケット
（名前は、大きく書いてください）
- 季節に合ったもの
- ・ 布団は、週末に持ち帰り、シーツは洗い、布団一式は日光消毒をしましょう。
 - ・ おねしょなどでシーツが汚れたときは、持って帰って洗っていただきます。
- （シーツ交換は、登園時に保護者の方をお願いします。）
- * 吐物や下痢で汚れた場合は、そのまま持ち帰っていただきます。



タオルはこうにしてください

写真②



- ・ 手ふきタオルは記名してひもを付けてください。（ゴムは伸びるので避けてください。）
- ・ 体ふきタオルは、大便、小便等で汚したらシャワーで体を洗った後にふくタオルです。タオルには記名して「体ふき」と書いておいてください。

- ☆ か ば ん → ぶどう・れもん・りんご・めろん組の着替えを入れてくるかばんは、子どもたちが自分で着替えの出し入れをしますので、出し入れしやすい、かばんにしてあげてください。
- ☆ カラー帽子 → 週末に持ち帰り洗ってください。（子どもが分かるようにワッペン又は刺繍などのマークを付けてあげてください。）
- ☆ 持ち物にはきちんと名前を記入してください。
- ☆ 落し物で名前のない物は1か月展示し、持ち主がない場合は、園の共同物又は処分させていただきます。

登園・降園



- (1) 登園した時は、玄関のタッチパネルで打刻し、確実に保育士にお子さんを受け渡してください。

- ☆ 8時半までは早番保育士が、いちご組の部屋にいます。
それ以降は各部屋へ連れて行ってください。
- ☆ お迎えの時も玄関で打刻してから、必ず保育士に声をかけて帰ってください。
- ☆ お迎えは各部屋まで来てください。

* 16:30以降は、いちご組の部屋にいます。

* 土曜日や園児数によって、変更することもあります。

- (2) 都合で迎えの人が変わるときは、保育園に必ず事前に連絡をしてください。
- (3) 玄関のドア→出入りの際は、必ず保護者の方が鍵をかけてください。

(他の子どもと一緒に出入りすることがありますので、注意してください。)

衣 類

- (1) 服装の指定はありません。子どもが動きやすく、着脱しやすいものを着せてください。
- (2) 衣類には必ず記名してください。(靴下、下着にも)
- 兄弟の小さくなった服等を着られる時は、必ず名前を書き直してください。

し っ け

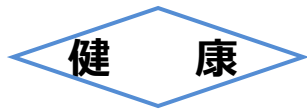
- (1) 子どもが自分でできることはさせましょう。
- ☆ 個々の発達に応じたもの(衣服の着脱・排泄・食事など)
- (2) 後片付けのできる子にしましょう。
- ☆ 遊んだ後のおもちゃ・脱いだ服・靴など
- (3) みんなが使う場所、物は大切にしましょう。
- ☆ おもちゃ・つくえ・いす・遊具など
- (4) 朝の身支度はきちんとしましょう。
- ☆ 顔を洗う(乳児は顔を拭く)・歯をみがく・髪をとかす
 - ☆ 朝、排便をさせる習慣をつけましょう。
- (5) おもちゃ・おかし類は持ってこないでください。



そ の 他

- (1) 月に一度お弁当日があります。愛情いっぱいのお弁当を作ってあげてください。(はし・スプーン・フォーク・子どもにあったものを入れてください。)
- (2) 連絡帳 ⇒ 毎日の様子をお知らせします。見たらサインをしてください。
- (3) 雑費袋(給食費・延長保育料金等)は、必ず保育士に手渡してください。
- ※ 平日の午前中のみ受けとります。
- (4) 朝食は、毎日きちんと食べましょう。





- (1) 歯科検診(つるおか歯科)、内科健診(田淵内科)を年2回行っています。
- (2) 保育園は集団生活の場であり、病気にかかる機会も多くなります。
公費で受けられる期間が来たら早めに予防接種を受けましょう。
なお、接種後当日の登園はお控えください。
- (3) 保育園での与薬について
- ・当園では、誤薬を防ぐため園での与薬は行っていないですが、病気によって与薬が必要な方は、ご相談ください。
与薬を行う場合は、与薬依頼書に記入して、医師の指示書と薬剤情報提供書を添付して提出して下さい。
 - ・点眼薬や塗り薬については、医師の指示書は必要ありませんので、薬剤情報提供書と与薬依頼書を提出してください。
- (4) 食物アレルギーについて
- ・食物アレルギーがあり対応食が必要な子どもさんは、対応食申請書が必要ですので、担任に相談してください。
- (5) アタマジラミについて
- ・園でアタマジラミらしきものを見つけた場合は、蔓延防止対策をとるため、病院受診をお願いすることがあります。ご家庭で見つけた場合も園に報告してください。
- (6) つめを切りましょう。
- ・伸びたつめでお友達をひっかくことが多いので、まめにつめ切りを行ってあげてください。
- (7) フッ素洗口について
- 満4歳になったら希望者のみ、フッ素洗口を行っています。
- (8) 鼻血や吐物などで服や寝具が汚れたとき
- 血や吐物などで服や寝具等が汚れた場合は、感染予防のため園では洗わずそのままの状態を持ち帰っていただきますので、ご家庭で消毒をしてください。また、お友達の吐物等で汚れた場合も各自で持ち帰っていただきます。

※虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、児童虐待の防止に関する法律第6条により
保育園には通告義務がありますので、関係機関に通告しますことをご承知おきください。

★お願い★

- ① 具合の悪い時は、休ませてください。＊休みの連絡は、9 時までに入れてください。
- ②原則的に、37.5℃以上熱があるときで、いつもと様子が違い心配なとき（元気がない、食欲がない等）に電話連絡いたします。（お子さんの様子を知らせる連絡です。）
- ③次の場合は、お迎えをお願いします。
- ・38℃以上の発熱のとき
 - ・嘔吐、下痢が続くとき
 - ・ひきつけたとき
 - ・感染症の疑いがあるとき
 - ・その他、保育園がお迎えを必要と判断したとき
- ＊お子さんが、園で緊急を要するケガや体調不良の場合は、保護者に連絡を入れ、園から直接病院受診する場合があります。その場合、保護者の方は病院に来てください。保護者の方と連絡が取れない場合でも、園の判断で受診することがあります。また万が一、保護者の方と連絡が取れない場合、病院への到着が遅くなる場合は、検査や処置等は医師の指示に従います。
- ④園児へのお土産は、アレルギー等の誤食の危険もありますので、園には持ってこないでください。
- ⑤給食に提供しない食材について
- (1) 保育時の給食での使用を避ける食材
- ＊球形という形状が危険な食材 ・ミニトマト・乾いたナッツ・豆類（節分の鬼打ち大豆）
・うずらの卵・あめ類・ラムネ・球形の個装チーズ
・ぶどう、さくらんぼ（これらの食材は、カットした物も入れないでください。）
 - ＊粘着性が高い食材、固すぎる食材 ・餅・白玉団子・いか
- (2) 0 歳から 1 歳児には提供を避ける食材
- ＊固く噛み切れない食材 ・えび、貝類
 - ＊噛みちぎりにくい食材 ・おにぎりの焼き海苔
- ※上記の食材については、お弁当に入れないでください。

* 保育園の感染症について *

下記の感染症について意見書の提出をお願いします。子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際に、医師が記入した意見書（別紙様式）を保育園に提出してください。



* 医師が記入した意見書（別紙様式）が必要な感染症

感染症名		感染しやすい期間(※)	登園のめやす
麻疹（はしか）		発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過していること
インフルエンザ		症状が有る期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5 日経過し、かつ解熱した後 3 日経過していること
新型コロナウイルス感染症		発症後 5 日間	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を 0 日として、5 日を経過すること
風しん		発しん出現の 7 日前から 7 日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）		発しん出現 1～2 日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性 ^{じかせんえん} 耳下腺炎（おたふくかぜ）		発症 3 日前から耳下腺 ^{しゅちよう} 腫 脹 後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫 脹 ^{しゅちよう} が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結 核		—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭 ^{いんとうけつまくねつ} 結膜熱（プール熱）	アデノウイルス 感染症	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること
流行性 ^{かく} 角結膜炎		充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳 ^{せき}		抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）		—	医師により感染のおそれがないと認められていること。 （無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5 歳未満の子どもについては、2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎		—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性 ^{ずい} 髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎 ^{ずい} ）		—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（―）としている。

【2018 年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン 2023 年 5 月一部改訂 参照】

★同居の方も上記の感染症と診断された場合は、保育園に必ずお知らせください。なお、感染者の園内への立ち入りは禁止です。送迎者が感染している場合は、玄関外で受け渡しますので、園に着いたら電話してください。

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

*** 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届（別紙様式）が必要な感染症**

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24～48 時間を経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍 ^{すいほう かいよう} が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後 1 週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐 ^{おう} 、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に 1 か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹 ^{ほう} しん	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化 ^{かひ} （かさぶた）していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（―）としている。

【2018 年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン 2023 年 5 月一部改訂 参照】

★上記の感染症と診断された場合は、保育園に必ずお知らせください。

*** 状態によっては登園を遠慮するようお願いする場合もある感染症**

感染症名	登園の条件等
アタマジラミ症	駆除を開始していること
伝染性軟属腫（水いぼ）	掻きこわし傷から滲出液が出ているときは被覆すること
伝染性膿痂しん（とびひ）	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のものであること
単純ヘルペスウイルス感染症	口唇ヘルペスのみで、全身状態が保たれているのであれば、マスクなどをして登園可能

【2023 年 4 月改訂版 学校、幼稚園、保育所において予防するべき感染症の解説 参照】

※意見書・登園届の用紙は保育園にあります。サイズは A4 判です。また、HP からダウンロードもできます。（<http://saikiminsei.jp>→各園紹介→menu(メニュー)→様式集）

意見書（医師記入）

長 島 保 育 園 園 長 様

組 園児氏名

平成 ・ 令和 年 月 日生

（病名）（該当疾患に ☒ をお願いします）

☐	麻疹（はしか）※
☐	インフルエンザ※
☐	新型コロナウイルス感染症※
☐	風しん
☐	水痘（水ぼうそう）
☐	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
☐	結核
☐	咽頭結膜熱（プール熱）
☐	流行性角結膜炎
☐	百日咳
☐	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）
☐	急性出血性結膜炎
☐	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

令和 年 月 日から登園可能と判断します。

令 和 年 月 日

医 療 機 関 名

医 師 名

※ 必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの症状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、「意見書」を園に提出してください。

登園届 (保護者記入)

長島保育園園長様

組 園児氏名

平成・令和 年 月 日生

(病名)(該当疾患に ☒ をお願いします)

	溶連菌感染症
	マイコプラズマ肺炎
	手足口病
	伝染性紅斑(りんご病)
	ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)
	ヘルパンギーナ
	RSウイルス感染症
	帯状ほうしん
	突発性発しん
	その他()

(医療機関名) _____ (年 月 日 受診) において
 症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、 年 月 日より
 登園いたします。

令和 年 月 日

保護者氏名

※保護者の皆さまへ

園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

災害時の対応について

火災時の対応について

長島保育園で火災が発生した場合は、渡町台小学校に避難します。

緊急災害時(台風・風水害・地震・津波など)の対応について

(1)台風・風水害等の場合

事 象	開園前(午前6時時点)	保育中
警戒レベル3 (高齢者等避難)の発令	臨時休園	全園児の降園 ※降園要請を受けたら、至急お迎えに来てください。

●警報が発令されている場合は、お子さまの安全を第一に考え、保護者が在宅可能なときは、家庭保育にご協力をお願いします。

●登園してから警報が発令された場合は、気象状況や道路状況を考慮し、早めにお迎えに来ていただきますようご協力をお願いします。登園後、気象状況等により保育、教育を中止するときは、コドモンでお知らせします。

※開園については、避難指示が解除され園敷地内や園舎等の点検を行い、安全確認してコドモンで開園のお知らせをいたします。

(2)地震・津波等発生時の場合

●地震・津波発生時における緊急時は、以下の4つのケース(A・B・C・D)に応じ、(1)保育園にいる時間、(2)在宅中の時間での対応を、次ページの表のとおりといたしますので、ご理解とご協力をお願いします。

◇4つのケースとその対応の説明

A【大分県沿岸に津波警報(大津波警報)が発令された場合】

*地震の規模(マグニチュード)、佐伯市での揺れの大きさに関わりません。

- | | |
|--------------|---|
| (1) 保育園にいる時間 | ➡ ●園児は渡町台小学校に避難させます。原則として降園させません。
●警報発令中は引き渡ししません。警報解除後、園から連絡します。
●保育、教育の再開は、コドモン等で連絡します。 |
| (2) 在宅中の時間 | ➡ ●開園前の警報発令は、臨時休園します。●警報解除後の対応は、園から連絡します。それまでは自宅待機又は自主避難。 |

B【佐伯市で震度5強以上の揺れがあった場合】

*加えて大分県沿岸に「津波警報」が発令された場合は、Aの対応になります。

- | | |
|--------------|--|
| (1) 保育園にいる時間 | ➡ ●園児を速やかに引き渡します。(※保護者又は「災害時引き渡しカード」の登録者など。) ●保育、教育の再開は、コドモン等で連絡します。 |
| (2) 在宅中の時間 | ➡ ●開園前の警報発令は、臨時休園します。●園の対応は、園から連絡します。それまでは自宅待機又は自主避難。●保育、教育の再開は、コドモン等で連絡します。 |

C【佐伯市で震度5弱の揺れがあった場合、又は津波注意報が発令された場合】

- | | |
|--------------|---|
| (1) 保育園にいる時間 | ➡ ●安全確認後、保育、教育を継続するか、引き渡すかは状況判断して、園の対応をコドモン等で連絡します。 |
| (2) 在宅中の時間 | ➡ ●保育、教育の再開は、状況判断してコドモン等で連絡します。 |

D【佐伯市で震度4以下の揺れがあった場合】

- | | |
|--------------|--|
| (1) 保育園にいる時間 | ➡ ●安全確認後、通常の保育、教育を継続します。園児の引き渡しをするときは、コドモン等で連絡します。 |
| (2) 在宅中の時間 | ➡ ●通常登園となります。 |

■地震・津波発生時の対応について

【対応記号表】		佐伯市震度		
		5 強以上	5 弱	4 以下
津波情報	大津波警報	A	A	A
	津波警報	A	A	A
	津波注意報	B	C	C
	注意報出ない	B	C	D

【記号の説明】

記号	時 間 帯	対 応	引き渡し
A	(1) 園児が保育園にいる時間	集団避難する	解除まで行わない
	(2) 園児が在宅中の時間	臨時休園 (待機・避難所避難)	—
B	(1) 園児が保育園にいる時間	保育・教育は中止	速やかに行う
	(2) 園児が在宅中の時間	臨時休園 (待機・避難所避難)	—
C	(1) 園児が保育園にいる時間	対応を連絡する	園からの連絡を待つ
	(2) 園児が在宅中の時間	対応を連絡する	—
D	(1) 園児が保育園にいる時間	保育・教育は継続	原則不要
	(2) 園児が在宅中の時間	通常登園	—

★「南海トラフ地震臨時情報」発表時の対応について

南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合に、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表されることになっています。主には（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）の2つです。その臨時情報発表時の対応方針を佐伯市が策定していますので、本園もその対応に準じます。

佐伯市が示している対応方針は、次のとおりです。

（巨大地震警戒）は、1 週間を基本として臨時休園となります。

（巨大地震注意）は、注意対応にとどめ、通常どおり業務を継続します。

《注意事項》

*原則として、津波警報が発令されている段階では、保護者や事前に登録されている方が来園しても、園児の引き渡しはできません。警報が解除(注意報に変更)されてからお出でください。

*いずれの場合でも、自宅等から避難し自宅等に戻れない場合には、可能な範囲で構いませんので、園に安否、所在、連絡先等を連絡するようにしてください。原則として、それ以外の園への電話等での問い合わせは、ご遠慮ください。災害に係る公的な電話が受けられなくなったり、長島保育園からの連絡ができなくなったりします。

●「災害時引き渡しカード」について

災害・緊急時は、保護者の方からの連絡が取れない状況で、日常的に送迎する保護者の方以外でも、「災害時引き渡しカード」に事前に登録いただいた方であれば、身分証明書等の提示による本人確認の上、園児を引き渡すことができます。「災害時引き渡しカード」は、園児1名につき1枚となります。

●「災害用伝言ダイヤル」について

災害・緊急時は、本園の電話・コドモンが不通の際に、本園からの伝言をきくことができます。まず、ダイヤル番号【171】を押して、音声に従い本園の電話番号をダイヤルすると、伝言が流れます。

また、状況により本園から複数の伝言を残す場合があります。古い伝言から再生されますので、最後まで聞いてください。

※地震発生後は、園敷地内や園舎等の点検を行い、安全確認をします。併せて周辺地域の安全確認並びに職員の確保等ができましたらコドモンで開園のお知らせをいたします。

■職員の携帯電話から連絡することもありますので対応をお願いします。

長島保育園

〒876-0813 大分県佐伯市長島町2丁目27番1号

TEL 24-0522 FAX 24-1103

E-mail nagashima@saikiminsei.jp

HPアドレス <https://saikiminsei.jp/nagashima/>



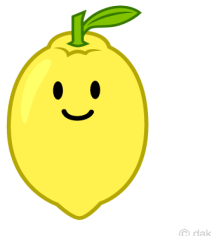
もも組
(0歳児)



いちご組
(1歳児)



ぶどう組
(2歳児)



れもん組
(3歳児)



りんご組
(4歳児)



めろん組
(5歳児)